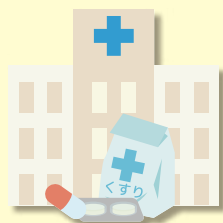


こんなご不安やお悩みはありませんか？

「認知症になった時のお金の管理は…」



「大切な書類の管理を頼める人がいない…」

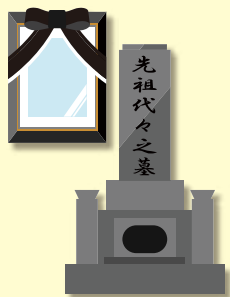


「あんしんできる老人ホームの申し込みを手伝ってほしい…」

「動けなくなった時の入院契約や支払いはどうすれば…」

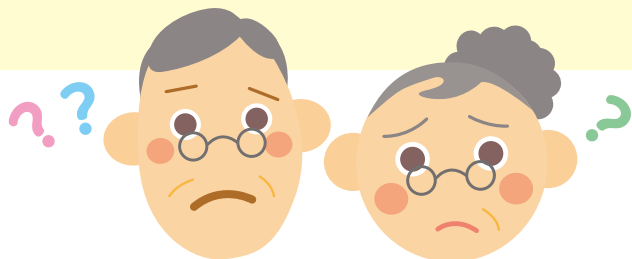


「財産の処分や遺品の整理などどうすれば…」



「お葬式を頼める人がいない…」

「終末期の希望など誰に伝えておけばよいのだろう…」



ご相談ください！

弁護士が直接お話を伺いして、
ご相談内容に応じたプランをご提案します。

任意後見契約

見守り契約

死後事務委任契約

遺言書作成・遺言執行者



相談室は完全個室で、プライバシーが守られています。

任意後見契約

将来、あなたの判断能力が不十分になり、財産の管理や入院契約などができなくなった場合に備えて、あらかじめ、「だれに支援をもらうか」や「どんなことを支援してもらうか」などを決めておく制度です。あなたの判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に任意後見人を監督する人（任意後見監督人）を選任してもらうことによって、任意後見人による支援がスタートします。

見守り契約

判断能力が不十分になって任意後見人による支援が始まるまでの間、定期的に担当者と面談や電話連絡をすることで、見守りを受けることができる契約です。あなたが元気なうちに「もしものとき」のあなたの希望を担当者に伝えておくことができます。また、定期的に連絡をとることで、悩みや困りごとを相談できるため、徐々に信頼関係を深めることができ、任意後見開始の時期を相談することもできます。急に体調が悪くなり入院が必要になったときの入院手を任せることもできます。

死後事務委任契約

死後事務委任契約は、死後の諸手続をあらかじめ第三者に依頼しておく契約です。葬儀の手配や供養、遺品整理、親族・友人への連絡などを任せることが可能です。

遺言書作成・遺言執行者

弁護士が相続問題についてアドバイスをを行い、遺言書作成のサポートを行います。「特定の人・団体に自分の遺産を渡したい」とか「相続人間で相続争いが起こるのをできるだけ防止しておきたい」などのご希望がある場合に遺言書の作成を任せることができます。遺言執行者とは、遺言書の内容に従って財産の引渡しや登記などの手続きを行う人のことをいいます。専門家を遺言執行者に選任しておくことにより、お亡くなりになった後に遺言を確実に実現してもらうことができます。

自分に合った
契約を
選べるなあ

